

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 北九州広域都市計画の変更案の縦覧（4件）【都市戦略局計画部都市計画課】 2
- 放置自転車の移動及び保管【都市整備局道路部道路維持課】 8

### ◇ 公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出【産業経済局地域経済振興部サービス産業政策課】 12

### ◇ 雑 報

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【地方独立行政法人北九州市立病院機構北九州市立八幡病院事務局管理課】 14

北九州市告示第19号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により北九州広域都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年1月24日

北九州市長 武内和久

1 都市計画の種類

区域区分

2 都市計画の変更に係る土地の区域

区	区域
門司区	青葉台、奥田二丁目、奥田四丁目、奥田五丁目、大久保三丁目、大字小森江、大字大里、大字田野浦、大字恒見、大字門司、上本町、吉志四丁目、吉志七丁目、旧門司一丁目、旧門司二丁目、清滝四丁目、清滝五丁目、清見二丁目、清見三丁目、清見四丁目、庄司町、白野江三丁目、寺内五丁目、新開、田野浦二丁目、田野浦三丁目、大里戸ノ上四丁目、大里桃山町、恒見町、鳴竹一丁目、鳴竹二丁目、長谷一丁目、長谷二丁目、西新町二丁目、畑田町、羽山二丁目、光町一丁目、光町二丁目、東門司二丁目、不老町一丁目、不老町二丁目、丸山一丁目及び柳町四丁目の各一部
小倉北区	赤坂四丁目、泉台四丁目、大字足原、大字富野、霧ヶ丘二丁目、小文字一丁目、小文字二丁目、須賀町、高尾二丁目、常盤町、富野台及び南丘三丁目の各一部
小倉南区	安部山、大字徳力、大字湯川、長行東一丁目、蒲生二丁目、葛原高松二丁目、志井三丁目、徳力七丁目及び湯川四丁目の各一部
若松区	赤島町、大谷町、大池町、大字小石、大字修多羅、大字畠田、大字藤木、小石本村町、小糸町、新大谷町、修多羅三丁目、童子丸町、童子丸二丁目、中畑町、白山三丁目、畠田一丁目、畠田二丁目、畑谷町、古前一丁目、古前二丁目、宮丸一丁目、山手町、山ノ堂町及び和田町の

	各一部
八幡東区	大平町、大蔵三丁目、大谷二丁目、大字大蔵、大字尾倉、大字小熊野、大字前田、勝山一丁目、勝山二丁目、神山町、清田一丁目、清田四丁目、景勝町、山路一丁目、山路二丁目、山路松尾町、末広町、槻田一丁目、中尾一丁目、中尾二丁目、中尾三丁目、西台良町、西丸山町、羽衣町、花尾町、東台良町、東丸山町、帆柱三丁目、帆柱四丁目、帆柱五丁目、松尾町及び豊町の各一部
八幡西区	石坂一丁目、石坂二丁目、市瀬二丁目、市瀬三丁目、大字小嶺、大字藤田、上上津役六丁目、小嶺三丁目、小嶺台一丁目、小嶺台三丁目、鳴水町、町上津役東三丁目及び元城町の各一部
戸畑区	牧山四丁目及び牧山五丁目の各一部

### 3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市都市戦略局計画部都市計画課

北九州市告示第20号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により北九州広域都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年1月24日

北九州市長 武内和久

1 都市計画の種類

用途地域

2 都市計画の変更に係る土地の区域

区	区域
門司区	青葉台、奥田二丁目、奥田四丁目、奥田五丁目、大久保三丁目、大字小森江、大字大里、大字田野浦、大字恒見、大字門司、上本町、吉志四丁目、吉志七丁目、旧門司一丁目、旧門司二丁目、清滝四丁目、清滝五丁目、清見二丁目、清見三丁目、清見四丁目、庄司町、白野江三丁目、寺内五丁目、新開、田野浦二丁目、田野浦三丁目、大里戸ノ上四丁目、大里桃山町、恒見町、鳴竹一丁目、鳴竹二丁目、長谷一丁目、長谷二丁目、西新町二丁目、畑田町、羽山二丁目、光町一丁目、光町二丁目、東門司二丁目、不老町一丁目、不老町二丁目、丸山一丁目及び柳町四丁目の各一部
小倉北区	赤坂四丁目、泉台四丁目、大字足原、大字富野、霧ヶ丘二丁目、小文字一丁目、小文字二丁目、須賀町、高尾二丁目、常盤町、富野台及び南丘三丁目の各一部
小倉南区	安部山、大字徳力、大字湯川、長行東一丁目、蒲生二丁目、葛原高松二丁目、志井三丁目、徳力七丁目及び湯川四丁目の各一部
若松区	赤島町、大谷町、大池町、大字小石、大字修多羅、大字畠田、大字藤木、小石本村町、小糸町、新大谷町、修多羅三丁目、童子丸町、童子丸二丁目、中畑町、白山三丁目、畠田一丁目、畠田二丁目、畑谷町、古前一丁目、古前二丁目、宮丸一丁目、山手町、山ノ堂町及び和田町の

	各一部
八幡東区	大平町、大蔵三丁目、大谷二丁目、大字大蔵、大字尾倉、大字小熊野、大字前田、勝山一丁目、勝山二丁目、神山町、清田一丁目、清田四丁目、景勝町、山路一丁目、山路二丁目、山路松尾町、末広町、槻田一丁目、中尾一丁目、中尾二丁目、中尾三丁目、西台良町、西丸山町、羽衣町、花尾町、東台良町、東丸山町、帆柱三丁目、帆柱四丁目、帆柱五丁目、松尾町及び豊町の各一部
八幡西区	石坂一丁目、石坂二丁目、市瀬二丁目、市瀬三丁目、大字小嶺、大字藤田、上上津役六丁目、小嶺三丁目、小嶺台一丁目、小嶺台三丁目、鳴水町、町上津役東三丁目及び元城町の各一部
戸畑区	牧山四丁目及び牧山五丁目の各一部

### 3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市都市戦略局計画部都市計画課

北九州市告示第 21 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 21 条第 2 項において準用する法第 19 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更したので、法第 21 条第 2 項において準用する法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により法第 14 条第 1 項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 24 日

北九州市長 武内和久

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の名称及び区域

名称	区域
吉志南地区地区計画	北九州市門司区吉志新町一丁目及び吉志七丁目地内

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市都市戦略局計画部都市計画課

北九州市告示第 22 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 21 条第 2 項において準用する法第 19 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更したので、法第 21 条第 2 項において準用する法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により法第 14 条第 1 項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 24 日

北九州市長 武内和久

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の名称及び区域

名称	区域
山路松尾町地区地区計画	北九州市八幡東区山路松尾町及び松尾町地内

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市都市戦略局計画部都市計画課

北九州市告示第 23 号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第 8 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 1 月 24 日

北九州市長 武内和久

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所  
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間  
月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで  
土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで  
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号  
北九州市都市整備局道路部道路維持課（電話 093-582-2274）
- 4 返還を受けるために必要な事項  
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他  
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して 3 月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
門司区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 6 年 1 月 2 日	北九州市小倉北区青葉二丁目 1 番 青葉自転車保管所
J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	2 1 台	令和 6 年 1 月 17 日	
	1 台	令和 6 年 1 月	

	1 台	2 月 2 4 日	
J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 6 年 1 月 2 月 2 4 日	
J R 南小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 6 年 1 月 2 月 2 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
小倉北区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 6 年 1 月 2 月 2 日	
	3 台	令和 6 年 1 月 2 月 6 日	
	2 台	令和 6 年 1 月 2 月 1 0 日	
	1 台	令和 6 年 1 月 2 月 1 1 日	
	1 台	令和 6 年 1 月 2 月 1 2 日	
	2 台	令和 6 年 1 月 2 月 1 6 日	
	1 台	令和 6 年 1 月 2 月 1 7 日	
	1 台	令和 6 年 1 月 2 月 1 8 日	
	4 台	令和 6 年 1 月 2 月 2 6 日	
J R 下曾根駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 0 台	令和 6 年 1 月 2 月 1 3 日	
小倉南区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 6 年 1 月 2 月 2 日	
	1 台	令和 6 年 1 月 2 月 4 日	
	3 台	令和 6 年 1 月 2 月 9 日	
	2 台	令和 6 年 1 月 2 月 1 2 日	

	3台	令和6年1 2月16日	
	1台	令和6年1 2月17日	
	2台	令和6年1 2月18日	
	1台	令和6年1 2月19日	
	3台	令和6年1 2月25日	
	4台	令和6年1 2月26日	
若松区自転車放置禁止区域外	3台	令和6年1 2月9日	北九州市戸畑区三六町13番 三六自転車保管所
	3台	令和6年1 2月11日	
	2台	令和6年1 2月25日	
八幡東区自転車放置禁止区域外	3台	令和6年1 2月6日	北九州市八幡西区大字藤田2319番6 藤田自転車保管所
	2台	令和6年1 2月20日	
	3台	令和6年1 2月27日	
J R折尾駅前周辺地区自転車放置禁止区域	2台	令和6年1 2月10日	北九州市八幡西区長崎町2番 長崎町自転車保管所
	1台	令和6年1 2月24日	
I R陣原駅前周辺地区自転車放置禁止区域	4台	令和6年1 2月25日	
J R本城駅前周辺地区自転車放置禁止区域	4台	令和6年1 2月18日	
八幡西区自転車放置禁止区域外	3台	令和6年1 2月3日	北九州市八幡西区大字藤田2319番6

	1 台	令和 6 年 1 2 月 5 日	藤田自転車保管所
	1 台	令和 6 年 1 2 月 1 1 日	
	1 台	令和 6 年 1 2 月 1 2 日	
	2 台	令和 6 年 1 2 月 1 7 日	
	1 台	令和 6 年 1 2 月 1 9 日	
	3 台	令和 6 年 1 2 月 2 4 日	
J R 九州工大前駅周辺地 区自転車放置禁止区域	9 台	令和 6 年 1 2 月 1 2 日	北九州市戸畑区三六 町 1 3 番
J R 戸畑駅周辺地区自転 車放置禁止区域	9 台	令和 6 年 1 2 月 2 0 日	三六自転車保管所
戸畑区自転車放置禁止区 域外	4 台	令和 6 年 1 2 月 2 日	
	4 台	令和 6 年 1 2 月 2 0 日	

北九州市公告第44号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和7年1月24日

北九州市長 武内和久

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ゆめマート曾根  
北九州市小倉南区沼本町四丁目2番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
株式会社ゆめマート北九州  
代表取締役 阿部睦夫  
北九州市八幡西区中須一丁目1番7号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者  
株式会社ゆめマート北九州  
代表取締役 阿部睦夫  
北九州市八幡西区中須一丁目1番7号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和7年9月19日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,572平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
100台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
50台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
229平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
18.54立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前0時から午後12時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前0時から午後12時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 荷捌き施設1 午前6時から午後11時まで

イ 荷捌き施設2 午前6時から午後11時まで

ウ 荷捌き施設3 午後11時から午前6時まで

8 届出年月日

令和7年1月21日

9 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局地域経済振興部サービス産業政策課

(2) 北九州市門司区清滝一丁目1番1号

北九州市門司区役所総務企画課

10 縦覧期間

この公告の日から令和7年5月26日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

11 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和7年5月26日までに北九州市産業経済局地域経済振興部サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

## 地方独立行政法人北九州市立病院機構公告第3号

一般競争入札により、地方独立行政法人北九州市立病院機構政府調達取扱規程第3条に規定する特定調達契約を締結するので、同規程第6条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和7年1月24日

地方独立行政法人北九州市立病院機構 理事長 中西 洋 一

### 1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

北九州市立八幡病院ガス供給 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 令和7年4月2日から令和8年4月定例検針日まで

(4) 履行場所 北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号

北九州市立八幡病院

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方独立行政法人北九州市立病院機構契約規程（以下「契約規程」という。）第2条第1項及び第2項各号の規定に該当しない者であること

。

(2) 契約規程第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されている若しくは、地方独立行政法人北九州市立病院機構（以下「病院機構」という。）で行う競争入札参加資格審査において認定されていること。ただし、登録の申請がなされている場合には、記載されているものとみなす。

(3) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第3条の規定により、ガス小売事業の登録を受けている者であること。

(4) 病院機構及び北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと

。

(5) 次のいずれにも該当しないものであること。

- ア 役員等（役員及び従業員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不当な利益を得る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の活動又は運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に不適切な関係を有していると認められる者
- カ 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している者

### 3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市立八幡病院事務局管理課（電話 093-662-6565）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和7年2月13日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格申請を行わなければならない。

### 4 入札手続等

#### (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号  
北九州市立八幡病院事務局管理課

イ 日時 公告の日から令和7年3月4日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時30分から午後4時30分まで並びに同月5日午前9時から午前10時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 地方独立行政法人北九州市立病院機構ホームページ（<https://www.kitakyu-cho.jp/o-bid/>）からダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所にお

いて無償で交付する。

(3) 入札説明会 実施しない

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、この公告の日から令和7年2月13日まで（日曜日等を除く。）に競争参加の申出書を北九州市立八幡病院事務局管理課に提出しなければならない。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和7年3月4日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号

北九州市立八幡病院4階 中会議室1

イ 日時 令和7年3月5日午前10時

## 5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規程第4条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の10以上。ただし、契約規程第29条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 入札者に要求される義務を履行しなかった者がした入札

エ 契約規程第9条第1項各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程第5条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市立八幡病院事務局管理課

〒805-8534 北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号

電話 093-662-6565

6 Summary

- (1) The contract item up for Power supply to Kitakyushu Yahata Hospital
- (2) Deadline of Tender(by hand) 10:00a.m., March 5, 2025
- (3) Deadline of Tender(by mail) 5:00p.m., March 4, 2025
- (4) For further information, please contact:

Management Division, Secretariat, Yahata Hospital, City of Kitakyush,  
2-6-2 Ogura, Yahatahigashi-ku, Kitakyushu-city 805-8534 Japan  
TEL 093-662-6565